# 電気料金プラン定義書

# 【マイホームあかり・８】

２０２６年１１月１日実施

京葉瓦斯株式会社

# 目次

１．実施期日 ..... － 1 －
２．定義 ..... － 1 －
３．単位および端数処理 ..... － 1 －
４．適用条件 ..... － 1 －
５．供給電気方式、供給電圧および周波数 ..... － 1 －
６．契約電力 ..... － 1 －
７．適用開始日 ..... － 2 －
８．時間帯区分 ..... － 2 －
９．電気料金 ..... － 2 －
１０．使用電力量の算定 ..... － 3 －
１１．契約電力または電気料金プランの変更 ..... － 3 －
１２．マイホームあかり・８の定義書の変更および廃止 ..... － 3 －

別表

１．燃料費調整 ..... － 4 －
２．契約容量および契約電力の計算方法 ..... － 6 －

電気料金プラン定義書【マイホームあかり・８】（以下「マイホームあかり・８の定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、マイホームあかり・８の定義書に定める基本料金、電力量料金、割引額および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

## １．実施期日

マイホームあかり・８の定義書は、２０２６年１１月１日より実施します。

## ２．定義

電気需給約款に定義される用語は、マイホームあかり・８の定義書においても同様の意味で使用します。

## ３．単位および端数処理

マイホームあかり・８の定義書において電気料金その他を計算する場合の契約電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

## ４．適用条件

マイホームあかり・８の定義書にもとづく電気料金プラン（以下「マイホームあかり・８」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

⑴　契約電力が２キロワット以上であり、かつ、原則として５０キロワット未満であること。

⑵　１需要場所において動力をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電力の合計が５０キロワット未満であること。ただし、１需要場所において動力をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、⑴に該当し、かつ、⑵の契約電力の合計が５０キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

⑶　マイホームあかり・８の定義書で定義される電気を動力に使用しないこと。

## ５．供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとし、周波数は、標準周波数５０ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

## ６．契約電力

⑴　契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表２の規定により計算された値を参考に１年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

⑵　送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

## ７．適用開始日

(1)　マイホームあかり・８の適用開始日は、電気需給約款６に規定する電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款９(1)に規定する需給開始日とします。

(2)　電気需給約款２９に規定する電気料金プランの変更の場合には、原則として、当社が変更を承諾した後に到来する電気の計量日とします。

## ８．時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

| | |
|---|---|
| 昼間時間 | 毎日午前７時から午後１１時までの時間 |
| 夜間時間 | 毎日午後１１時から午前７時までの時間 |

## ９．電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表１(3)の規定によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引額を差し引き、１円未満の端数を切り捨てたものとします。

### (1)　基本料金

基本料金は、１か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

| | |
|---|---|
| 契約電力１キロワットにつき | ３７７．３６円 |

### (2)　電力量料金

１か月の電力量料金は、電気需給約款１５に規定する当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表１(1)①の規定によって計算された平均燃料価格が８６，１００円を下回る場合は、別表１(1)④の規定によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表１(1)①の規定によって計算された平均燃料価格が８６，１００円を上回る場合は、別表１(1)④の規定によって計算された燃料費調整額加えたものとします。

| | |
|---|---|
| 昼間時間 | ４２．６５円 |
| 夜間時間 | ３１．６９円 |

### (3)　割引額

①　割引額は、②に規定する割引前料金額に③に規定する割引率を乗じて算定し、算定結果の１円未満の端数を切り上げたものとします。

②　割引前料金額は、(1) に規定する基本料金と(2) に規定する電力量料金（燃料費調整額を含む）の合計とします。

③　電気を使用する需要場所において、当社との間でガス使用契約を締結している場合、１か月の割引額を設定し、差し引きます。その適用条件、割引率は次のとおりです。

| | | |
|---|---|---|
| ペア割（定率） | 当社とのガス使用契約を締結していること | ３．０％ |

④　電気需給約款１８の規定により電気料金を日割計算する場合であっても、割引額は日割計算しません。

⑤　原則、割引料金は電気の需給開始日より適用させていただきます。③の規定にかかわらず、電気の計量日において、新たにガスの使用を開始していない場合は、当該計量日を含む使用期間の割引額は０

円とします。

⑥ お客さまが、③に規定する適用条件を満たさないことが判明した場合は、判明した日以降に到来する電気の計量日を含む使用期間の割引額は０円とします。

## １０．使用電力量の算定

⑴ 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る３０分ごとの接続供給電力量といたします。

⑵ 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯別に３０分ごとの使用電力量を料金算定期間において合計した値とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

⑶ 需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、料金の算定期間は、消滅日の全日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。

## １１．契約電力または電気料金プランの変更

⑴ 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、原則として、変更を承諾した後に到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

⑵ 原則としてお客さまは、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から１年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。

⑶ 当社は、お客さまがこの定義書にもとづく契約の適用開始日の直後の計量日から１年目の日が属する月の計量日の経過前に、他の電気料金プランへの変更を申し込まれた場合、その申し込みを承諾できないことがあります。

⑷ 契約電力または電気料金プランの変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款４⑵および⑶の規定に準じます。

## １２．マイホームあかり・８の定義書の変更および廃止

⑴ 当社は、マイホームあかり・８の定義書を変更する場合には、電気需給約款４の規定に準じます。

⑵ 当社は、マイホームあかり・８の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

⑶ マイホームあかり・８の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款４⑵および⑶の規定に準じます。

## 付　則

1. マイホームあかり・８の定義書の実施に伴う切り替え措置

当社は、２０２６年１０月３１日まで旧電気料金プラン定義書の適用があり、２０２６年１１月１日以降マイホームあかり・８の定義書が適用されるお客さまについて２０２６年１１月１日が含まれる料金算定期間の料金は、旧電気料金プラン定義書に基づき料金を算定するものといたします。

２．マイホームあかり・８の新規申し込みについて

２０２３年6月３０日以降は、新規申し込みはできません。

# 別　表

## １．燃料費調整

### ⑴　燃料費調整額の計算

#### ①　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。なお、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格計算期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格計算期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格計算期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝０．００４８

β＝０．３８２７

γ＝０．６５８４

また、各平均燃料価格計算期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

#### ②　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

イ．１キロリットル当たりの平均燃料価格が８６，１００円を下回る場合

燃料費調整単価

＝（８６，１００円－平均燃料価格）

×（⑵の基準単価÷１，０００）

ロ．１キロリットル当たりの平均燃料価格が８６，１００円を上回る場合

燃料費調整単価

＝（平均燃料価格－８６，１００円）

×（⑵の基準単価÷１，０００）

#### ③　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

| 平均燃料価格計算期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|---|
| 毎年１月１日から３月３１日までの期間 | その年の５月の計量日から<br>６月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年２月１日から４月３０日までの期間 | その年の６月の計量日から<br>７月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年３月１日から５月３１日までの期間 | その年の７月の計量日から<br>８月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年４月１日から６月３０日までの期間 | その年の８月の計量日から<br>９月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年５月１日から７月３１日までの期間 | その年の９月の計量日から<br>１０月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年６月１日から８月３１日までの期間 | その年の１０月の計量日から<br>１１月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年７月１日から９月３０日までの期間 | その年の１１月の計量日から<br>１２月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年８月１日から１０月３１日までの期間 | その年の１２月の計量日から翌年<br>の１月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年９月１日から１１月３０日までの期間 | 翌年の１月の計量日から<br>２月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年１０月１日から１２月３１日までの期間 | 翌年の２月の計量日から<br>３月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間 | 翌年の３月の計量日から<br>４月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間<br>（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間） | 翌年の４月の計量日から<br>５月の計量日の前日までの期間 |

④　燃料費調整額

燃料費調整額は、その１月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

⑵　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値で、次のとおりとします。

| | |
|---|---|
| １キロワット時につき | ０．１８３円 |

⑶　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、⑴①に規定する各平均燃料価格計算期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格、１トン当たりの平均石炭価格および⑴②の規定によって計算された燃料費調整単価を当社ホームページに掲載します。

## ２．契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。

⑴　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流※1（アンペア）×電圧（ボルト）÷１，０００×０．７５

（小数点以下は、切り捨て）

なお、交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトの場合の電圧は２００ボルトとします。

※１　契約主開閉器の定格電流は、単相２線式の場合は、３０Ａ以上、単相３線式の場合は、１５Ａ以上

とさせていただきます。

単相３線式の主な算定結果

| 主開閉器容量（A） | １５ | ２０ | ３０ | ４０ | ５０ | ６０ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 契約電力（ｋW） | 2 | 3 | 4 | 6 | 7 | 9 |

⑵　送配電事業者が技術上やむをえず、供給電気方式および供給電圧を交流３相３線式標準電圧２００ボルトとする場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×１．７３２÷１，０００×０．７５

（小数点以下は、切り捨て）